

※ 島根県の収集運搬の許可を受けている方は、その事業の範囲内で松江市内において収集運搬の業を行うことができます（積替保管を除く）

※ 島根県の収集運搬の許可を受けている方は、その事業の範囲内で松江市内において収集運搬の業を行うことができます（積替保管を除く）。

※ 島根県の収集運搬の許可を受けている方は、その事業の範囲内で松江市内において収集運搬の業を行うことができます(積替保管を除く)